

ビジター艇受け入れの一時中止について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、茨城県では令和3年1月15日（金）に独自の緊急事態宣言が発令されました。

これに伴い、下記の期間ビジター艇の受け入れを一時中止いたします。（給油のみの入港も不可となります）

【ビジター入港不可期間 令和3年1月18日（月）～令和3年2月7日（日）】

なお、感染状況等により期間が延長となる場合がございます。お客様には大変ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

茨城県大洗マリーナ